

TOPIC 金融機関のテレワーク (在宅勤務) への取組み



1 テレワーク導入に際しての 法的留意点

虎門中央法律事務所 弁護士 横室 直樹

よこむろ・なおき ● 京都大学経済学部卒業、同大学法科大学院修了を経て弁護士登録。企業法務全般を扱うが、特に人事・労務分野を得意とする。IT法務や金融法務に従事した経験も有する。



テレワークとは、情報通信技術（ICT=Information and Communication Technology）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことという。テレワークは、働き方改革実現会議のテーマの一つでもあったが、重要な顧客情報を取り扱う金融機関においては導入が進んでいない現状がある。しかし、従業員の育児や介護による離職を防ぐ等の観点からは、金融機関においてもテレワーク導入のニーズは存在し、次項の北都銀行の事例のように、すでに具体的な取組みが開始されているところである。

一 テレワークの概要

雇用型のテレワークには、大きく分けて(i)在宅勤務、(ii)モバイルワーク（顧客先や移動中にタブレット、パソコンや携帯電話

話を使う働き方）、(iii)サテライトオフィス勤務（勤務先以外のオフィススペースでパソコンなどを利用した働き方）の3つの形態がある。すでに多くの金融機関において、従業員に対してタブレット等の支給がなされており、(ii)の意味でのテレワークについては広く普及している。しかし、職住近接の実現による通勤負担の軽減、多様な働き方の選択肢を拡大するという観点からは、(i)在宅勤務を可能にできるかが大きなポイントであるところ、この(i)在宅勤務については法的な留意点も数多く挙げられるところである。

そのため、以下においては、主に(i)在宅勤務に焦点をあてて解説する。

なお、(iii)サテライトオフィス勤務に関しては、以下の(ii)に述べる労務管理に関する法的留意点および解決策は、(i)在宅勤務の場合と異なるところは基本的にない。また、自宅近くにある支店等の空きスペース等をサテライトオフィスとして活用す

顧客本位を実践する

NISA・つみたてNISA・iDeCoの活用・提案のポイント

株式会社すばるFPサポート代表取締役 高橋政実



来年1月より、つみたてNISAの制度が開始される。これまで、2014年にNISA、2016年にはジュニアNISAと非課税で投資できる制度が相次いで導入され、2017年には確定拠出年金（以下、「DC」という）の加入範囲が拡大し、個人型DCにiDeCoの愛称が付いた。

金融庁は、2016年9月に公表した「平成27事務年度金融レポート」により、長い間掲げてきた「貯蓄から投資へ」というスローガンを「貯蓄から資産形成へ」と変更し、家計の安定的な資産形成を支援するための

制度を拡充している。

つみたてNISAの開始にあわせて金融庁自身が職員向けに「職場つみたてNISA」の制度を導入し、各省庁・地方自治体・民間企業などへの普及を目指している。「貯蓄から資産形成へ」の動向に目が離せなくなってきたといえよう。

NISA・つみたてNISA・iDeCoの特徴

1 各制度の特徴

(1) NISAの概要

NISAは、2013年まで続いた上場株式等に係る軽減税率の特例制度の終了にともないスタートした「少額投資非課税制度」である。NISAの対象者は、20歳以上の居住者等であり、非課税限度額は、当初、年間100万円（5年間で500万円）であったが、2016年に120万円（5年間で600万円）に引き上げられている。

NISAを利用できる期間は、運用開始が2014年から2023年までの期間で最長5年間であるが、2018年運用開始分までは、ロールオーバー（非課税期間の終了時に翌年の新たな非課税枠に移行して保有を継続）することで、10年間非課税で運用できる。

(2) つみたてNISAの概要
来年1月にスタートする「つみたてNISA」は、年間40万円までを最長で20年間（最大800万円）積み立て、非課税で運用することができる制度である。つみたてNISAの対象商品は制約があり、投資対象に株式または株式指数が含まれている投資信託等（ETFを含む）で、金融庁による所定の要件を満たすものでなければならぬ。例えば、公募株式投資信託の場合、以下の要件をすべて

運用開始が2014年から2023年までの期間で最長5年間であるが、2018年運用開始分までは、ロールオーバー（非課税期間の終了時に翌年の新たな非課税枠に移行して保有を継続）することで、10年間非課税で運用できる。



事例で学ぶ 預金・窓口業務 の対応ポイント

第1回

未成年者の口座開設

経済法令研究会 顧問 高橋 恒夫



たかはし・つねお●大阪銀行各支店にて主に融資外交を担当。審査部管理課長、審査課長、東京支店次長を歴任し、主に審査管理・債権管理回収を担当。東京支店副支店長を経て1997年より現職。

時確認を行うことができます。

■ 解説 ■

● **未成年者の口座開設と留意点**
○ 親権者による未成年者の口座開設

親権者が未成年の子の代理人として、子の名義で口座を開設すること自体は、法的には何ら問題はありません。親権者は未成年者の法定代理人であり、未成年の子の財産を管理し、その財産に関する法律行為について代理権を有するからです（民法824条、859条）。預金口座の申込書の筆跡は親権者ですが、適法な代理権の行使ですから全く問題ありません。

○ **口座開設時の取引時確認**
預金口座開設等の一定の取引については、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認が必要です（注）。

● **個人との特定取引における確認事項**

○ **本人特定事項の確認**
個人の本人特定事項（氏名・住居・生年月日）の確認に際し

たいとの話になりました。

金融機関の窓口においては、日々様々な取引が行われています。本連載では、それらの取引に際して、気を付けなければならない対応について、事例形式で解説していきます。

● 事例 ●

総合口座での取引先Aさんが、お子さんが保育園に入園するとのことで、保育料の引き落としの手続のために来店されました。そして、入園をきっかけに、子どもの預金口座を開設し

「……ところで、この子の口座を開設したいのだから、今すぐできるかしら」

「ええと、未成年の場合はこちらが必要になります（必要書類について提示する）」

「すでに口座をもっている私についても、本人確認書類が必要なの？ 顔写真付の有効な書類はこの子の分も必要？」

「おっしゃるとおりです。本人確認書類がなければ、口座の開設はできません」

▼ ここがポイント ▲

本事例では、親権者については、取引時確認の確認ができるので、改めて取引時確認を行う必要はありません。また、未成年については、顔写真入りの公的証明書はない場合が多く、その場合は、健康保険証や住民票等の複数の公的証明書で取引